

獨協大学図書館における図書館資料の複製に関する内規

平成19年7月17日
制定

第1条 この内規は、獨協大学図書館利用細則（以下「細則」という。）第19条の規定に基づき、獨協大学図書館（以下「図書館」という。）の図書館資料（以下「資料」という。）の複製の手続きについて、定める。

（利用資格）

第2条 資料の複製（以下「複製」という。）を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

（1）細則第2条第1号から第17号までに規定する利用者

（2）削除

（3）図書館長（以下「館長」という。）が、複製することを許可した者

2 前項第1号に規定する利用者のうち細則第2条第16号及び第17号に規定する利用者は、他の大学図書館等学外諸機関から発行された紹介状に明示されている資料についてのみ複製をすることができる。ただし、SALA加盟館利用者は、この限りではない。

3 第1項第3号に規定する利用者は、館長が許可した資料についてのみ複製をすることができる。

（複製の申込）

第3条 利用者は、複製を行おうとする場合には、文献複写申込書（様式1）に必要事項を記入し、館長に提出しなければならない。

（複製料金）

第4条 利用者は、複製の申込をした場合には、別に定める料金を図書館へ納めなければならない。

（申込の制限）

第5条 次の各号に該当する場合には、複製の申込を制限し、又は申込の受付をしないものとする。

（1）複製によって、著作権法を侵すおそれのあるとき。

（2）複製の申込が図書館の処理能力をこえたとき。

（内規の改廃）

第6条 この内規の改廃は、図書館運営委員会の審議を経て館長が行う。

附 則（平成19年内規等第17号）

1 この内規は、平成19年9月18日から施行する。

2 獨協大学図書館複写規程（昭和44年8月25日制定）は、これを廃止する。

3 獨協大学図書館複写規程に関する内規（昭和50年12月1日制定）は、これを廃止する。

附 則（平成26年内規等第5—84号）

4 この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（2023年内規等第5号）

この内規は、2023年4月1日から施行する。